

令和2年度事業計画

社会福祉法人 ロザリオの聖母会
共同生活援助事業所
ナザレの家あさひ

I 施設概要

1 所在地

千葉県旭市野中4017

2 事業の名称（定員）等

2-1 第2種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業

共同生活援助事業（介護サービス包括型）（定員：91名）

- ア 野中ハイツⅠ（定員男性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- イ 野中ハイツⅡ（定員女性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- ウ 若衆内ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ニ3500-11
- エ 横大道ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市三川7542-2
- オ 中川ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- カ 萩園ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市萩園1250-4
- キ 東足洗ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市東足洗2277-1
- ク 西足洗ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市西足洗562-56
- ケ 広原ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市後草2024-31
- コ 大割ハウス（定員女性5名）
千葉県旭市野中3811
- サ 対馬ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- シ 下立ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市野中3625-1
- ス 生沼ハウス（定員女性3名）
千葉県旭市イ1694-8
- セ 矢指ハウス（定員混合4名）
千葉県旭市野中3811
- ソ 小割ハウス（定員男性2名）
千葉県旭市野中3850-6
- タ 折戸ハウスⅠ（定員混合6名）
千葉県旭市野中3985-4
- チ 折戸ハウスⅡ（定員混合5名）
千葉県旭市野中3985-4
- ツ 仲才ハウス（定員混合9名）
千葉県旭市ニ2491-1
- テ 川間ハウス（定員男性3名）

- 千葉県旭市萩園 1 8 8 9
ト 上宿ハウス（サテライト定員 1 名）
千葉県旭市イ 1 7 7 5 - 1

3 職員構成

別紙 1 のとおり

4 組織図

別紙 2 のとおり

II 基本方針

どのような重い障害を持つ人も人間として尊重し、生命の尊厳を保障するとともに、利用者個々の持つ能力に応じた生きがいのある生活を送れるように支援に努める。

III 中・長期計画

1. 地域の中でのひとつの資源として定着できるように近隣市民との関係を密にする。
2. 利用者個々の特性をしっかりと捉えた上で適切な支援を行えるように職員の専門性を高めていく。
3. 日中の過ごし方において定期的に生活の見直しを行い、就労等を視野に入れた取り組みについて検討していく。
4. 生活の場としての重要な資源であることを踏まえて、支援システムの構築も含めて、存在のあり方を検討していく。
5. この地域の認知症ケアの取り組みの中で、支援センターとしてどのような取り組みが出来るかを検討していく。
6. 身体障害を持つ方への身体介護支援や、高齢化に伴う身体介護等、介護体制を併せ持つ支援体制を構築していく。
7. 法人内大規模施設としての位置づけにふさわしい、安定的な運営基盤を構築していく。
8. 事業所内においての、組織体系を構築し、より質の高い支援を行える体制を構築していく。
9. 質の高い支援の提供を行うためにも、職員の身分保障や安定した雇用を行えるように改善を行っていく。
10. 事業所内において、各ホームと事務所との連携や役割分担に関してしっかりと整理をし、より充実した支援センターとしての体制を構築していく。
11. 障害者総合支援法の施行により、利用対象者が拡大され難病を持たれた方もサービスの利用対象となった。今後はこのような方もホームの利用希望が出てくる事が予測される。その際には、しっかりと対応できるように体制を構築していく。
12. 利用者数、職員数共に増加していく中で、組織体制の充実を行っていく。
13. 地域生活支援拠点の整備における、事業所のあり方や役割についての検討を行う。

IV 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標

(1) 運営管理

ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー

ア 制度改正など諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

利用者の高齢化や支援の増加が年々続く中、職員の新規雇用はより厳しくなっているという悪循環に陥っている。そのような中で、来年度には報酬改定も予定されている。前回の改定の時にも、直近の経営実態調査の収支差でプラスになっているとの事で、報酬が下げられたが、今回も最近の概況調査では、共同生活援助は収支差がプラスだとの結果になっているため、報酬改定の動向には注視が必要だと考える。その上で、法人全体としての事業のあり方と、今後のグループホームのあり方を検討していきたい。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

人材の確保については、技能実習生の応募をしたため、今年度は受け入れに向けての体制づくりを行っていききたい。それ以外にも留学生のアプローチなど、外国人労働者の効用の促進を行っていく。また、人材不足の問題は圏域内の他事業所も同様の課題を抱えているため、市町村や圏域の課題としても提起していき、自立支援協議会や海匠圏域グループホーム等連絡協議会などとも連携しながら課題の解決に努めていきたい。

その他、事業所内の研修について、法人理念や事業所理念をしっかりと定着させていき、魅力のある職場づくりをしていくことにより、人材の定着や育成に繋げていきたい。

エ コンプライアンス（法令遵守）の徹底

改めて、事業所内における法令遵守の精神を浸透させていきたい。

管理・事務部門においては、労働法令などの理解と遵守、生活部門に関しては、虐待防止法などの理解と遵守など、それぞれの職種ごとに関連する法令の遵守を図る。

特に虐待に関しては、それぞれの職員の意識の向上がないと防ぐことは出来ないため、しっかりと意識の向上を図る。

オ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

- 1) 社会福祉法人会計基準や各種規程、事業計画等に基づいた財務運営を心掛け、会計監査人による監査を通じ、適正かつ無理無駄のない財務内容の充実を図る。
- 2) 様々な障害を抱えた利用者の暮らしに寄り添った質の高いサービスを提供するため、資金の確保、運用、予算管理など、健全で安定した運営に努める。
- 3) 財務情報や事業報告、県や健康福祉センターなどから求められる利用実績等については、事業内容や経営状況など、法人や事業所のホームページ等を活用して情報公開していくよう心掛ける。

(2) 利用者サービス

ー 社会福祉法人に求められる課題を踏まえつつ利用者等へのサービスの質向上に努める
ア 虐待防止、差別解消や合理的配慮など利用者の人権尊重に向けた取り組み

- 1) 法人の理念、倫理綱領、職員行動規範に基づいた行動がとれるように、世話人会議において研修を実施していく。
- 2) 世話人会議において、利用者の人権や尊厳遵守の重要性について学ぶ機会を確保し、職員の倫理意識を高める。
- 3) 「意思決定支援」や「合理的配慮」をふまえた支援が行えるように、研修等に職員を参加させ、専門知識を身につけられるように努める。
- 4) 苦情解決制度に基づき利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもって対応する。個別の対応で終わらせるだけでなく、類似した問題が事業所内で発生していないか確認をするよう努める。また、解決においては関係者と情報共有を行い、再発防止に努める。
- 5) 日本グループホーム学会の自己点検表を活用して、職員が自身の支援等を省みる機会を設ける。
- 6) 世話人会議、各ハウスミーティングにおいて、利用者のプライバシーや個人情報保護の周知を徹底する。
- 7) 虐待防止委員会を中心に、虐待防止の意識を高める。虐待があった場合、問題の長期化や深刻化を防ぐために、通報義務が職員にあることを周知していく。
- 8) 利用者及び家族の高齢化に伴い、通帳管理や利用手続きの相談が増えている。成年後見制度等の活用により、利用者財産の適切な管理に努め、本人の権利が守られるように情報提供に努める。

イ 利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供

- 1) 現在作成されている、各種業務手順・マニュアルの内容を再確認し、利用者の生活に沿った支援方針・方法になっているか確認をする。また、その情報の周知を行い職員の支援水準の引き上げを行っていく。
- 2) 各種ミーティングから利用者や支援者の意見をもとに、サービスの改善に取り組む。
- 3) 福祉サービス共通基準の評価及び行動規範の自己評価をもとに、業務内の改善に努める。
- 4) 利用者主体で支援が行えるように、内部研修として世話人会議を月1回行う。外部研修については、時代のニーズに即した研修に参加し、現場の支援に活かしていく。
- 5) 虐待防止委員会において利用者メモや各ハウス報告事項の内容について分析、評価し、各種リスクに対する体制を構築していく。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した生活環境・利用環境の向上

- 1) 建物の保全・老朽化等の対策として、矢指ハウスの居室やリビング等建物内部の修繕及び下立ハウスの屋根や外壁の修繕を行う。
- 2) 利用者の高齢化等による車椅子使用や通院等の同行支援が増えているため、福祉車両を含む公用車（2台）の増台を行う。
- 3) 各ハウスの修繕計画として、利用者の障害特性や高齢化などに配慮し、安全性、利便性、快適性などを探求し、暮らしやすい住環境を提供できるよう、設備整備や改

修等を随時行っていく。

エ 地域のニーズに合わせたサービスの展開を図る

- 1) ファミリーホーム（小規模住居型養育事業）などを含めた児童期の支援を検討していく。今年度は実際に事業を行っている所の視察を行う。
- 2) 海上療養所からの退院支援の取り組みと連携を行い、介護が必要となる利用者への対応を含めて支援の構築を行う。
- 3) 法人内はもちろん、地域の中で出てきたニーズに応えられるようにしていく。
- 4) 触法障害者への支援のあり方の検討や、専門性を高めていく。

(3) 安全衛生対策

ー法人の総合的な安全衛生対策の向上を図るー

ア 防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

- 1) 地震、津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時にBCPマニュアルに沿って対応が出来るように努める。最低年2回事業所で防災訓練を実施し、日頃から緊急時の即応力強化に努める。法人として福祉避難所開設に至った際には、各ハウスの空床やレスパイトの部屋を要配慮者等に対して開放していく。
- 2) センサーライト及び防犯カメラの設置、不審者対策講習への参加等による、防犯対策に努める。
- 3) ホームの特性に合わせた、利用者、職員の緊急時の対応についての共有をする。また、法人との連携や地域との連携・対策の強化に努める。
- 4) 全公用車へのドライブレコーダーの設置、交通安全講習参加の促進を行い、通勤途中や利用者送迎時等の交通事故防止に努める。

イ 利用者安全衛生対策の向上

- 1) 事故報告書・ヒヤリハット・利用者メモを分析し、誤嚥、転倒等の防止対策を行う。世話人会議等による研修を行い、介護技術の向上と安全配慮の確認を行う。
- 2) 行方不明者が出た場合、利用者の状況を家族・関係者と情報共有し、捜索を必要とする場合には、第1次的に法人内の協力による捜索、第2次的に警察へ捜索願の提出を行う。
- 3) 介護用リフターの活用、介護実技研修の実施、手すり棒の増設等を行い、安全な生活支援及び環境を提供できるように努める。
- 4) 職員の健康診断を年度始めに実施する。O-157などの保菌検査やインフルエンザの予防接種、内部研修等による感染症予防対策の実施に努める。

ウ 職員の労災事故防止、メンタルヘルスとハラスメント対策の向上

- 1) 身体介護前の腰痛防止体操の声掛けをしていく。リフターの使用、複数名での移乗介助を周知し、介助時の腰痛負担軽減に努め労災事故防止を図って行く。
- 2) コミュニケーションの難しい利用者への対応において、心理的ストレスを強く感じる場面もあるため、ハウス担当者等と協力して支援にあたり、支援者の孤立化を防ぐように努める。
- 3) 職員の心身の健康を守るため、職員としてのモラルや事業所としての方針を明確化

し、良好な職場の人間関係の構築・維持に努める。また、産業医への相談窓口があることを周知していく。

- 4) 有給休暇の取得促進、時間外労働削減を目標に業務内容の見直しや職員の確保に努め、ワークライフバランスに配慮する。
- 5) 各ハラスメント及び相談先の情報周知を行い、問題の長期化と深刻化を防ぐように努める。

エ IT・情報管理対策の向上

- 1) 事業所内の全てのパソコンにUSBメモリ等の利用制限をかけ、セキュリティーを強化し、不正通信の防止に努める。
- 2) 個人情報の取扱の規則徹底等による個人情報の流出防止に努める。
- 3) 個人情報の適切な保管場所の確保、及びリスク管理体制の強化と不正事故の防止に努める。

2 部門別計画

2-1 管理者・サービス管理責任者

- (1) 法人大規模施設としての運営の充実とサービスの質向上に努める。
- (2) 安定した組織体制整備、支援者のスキルアップ、利用者のQOLの向上に努める。
- (3) 重症心身障害者、医療的ケアの必要な障害者、触法障害者の受け入れをしており、他機関と連携しチームアプローチを行っている。この体制をブラッシュアップし利用者の変化に対応できる体制を築いていく。
- (4) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る。
- (5) 総合的な安全対策の構築に努める。
- (6) 法人本部との連携を心掛ける。
- (7) 職員に対してのスーパーバイズやメンタルケアに関して、強化を図る。
- (8) 管理者・サービス管理責任者・主任・副主任とそれぞれの業務・役割の整理を行う。
- (9) 他機関との連絡会を通して、情報共有を行い、利用者が主体的に暮らしていけるように支援をしていく。また、職員が専門職からの支援方法を学び、スキルアップ出来る機会を提供していく。
- (10) グループホームの支援において必要な情報を収集し、職員及び利用者へ伝達し、利用者が主体的に判断し生活していけるように支援を行っていく。
- (11) 職員不足を解消するために、様々な求人方法を検討し、法人本部と連携し対応していく。実習を受け入れ、採用に結び付けられるように努める。

2-2 世話人・生活支援員

- (1) 利用者主体の暮らしを継続していくために、関係機関との連携を密にし、個別支援計画を基に利用者への支援方法を統一して支援を行っていく。また、常に利用者のニーズを把握するよう努め、個人記録等を通してサービス管理責任者へ利用者の生活状況や個別支援計画の実施状況等を報告する。
- (2) 人事考課制度の定着・活用を通して、職員の育成と意欲向上を図る。
- (3) 法人内や千葉県グループホーム等連絡協議会、日本グループホーム学会等が主催する研修会へ参加し、世話人・生活支援員の技術の向上に努める。
- (4) 総合的な安全対策の構築に努める。
- (5) 外部研修へ職員が積極的に参加できるようにし、利用者への理解や支援の質の向上がされるよう努める。
- (6) 世話人会議は全員参加を義務とし、統一したサービスの提供と職員の意識や質の向

上を図るための研修の機会とする。

- (7) 支援方法に迷いが出たときは、サービス管理責任者や医療スタッフへアドバイスを求め、適切な支援が出来るように努める。その為に普段から地域や協力いただける関係機関等との繋がりを大切にする。
- (8) 虐待防止法の理解を深め、日常的な金銭管理や利用者への支援方法において、振り返りの機会をもち予防に努めていく。また、労働環境や対人ストレスが高いホームについては、抱え込まない支援体制を築いていくように努める。
- (9) 高齢化に伴い、転倒する機会が多くなった利用者や新たな疾患の発症をする利用者が増えている。身体機能低下と健康への配慮をして事故や病気を予防するよう努める。
- (10) 世話人会議で「終末期」「看取り」というテーマを世話人と考える機会を設け、利用者の多様なニーズに対応できるように努める。

2-3 看護師

- (1) 各ハウスを定期訪問し、利用者の健康状態の把握に努める。
- (2) ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィアと医療連携を行っていく上で、情報共有を行っていく。
- (3) 利用者の状況に合わせて関係医療機関への受診・検査・入退院の対応を行う。
- (4) 感染症及び高齢化による生活習慣病の予防に努める。

2-4 事務員

- (1) 事業所の窓口としての意識を持ち、身だしなみやマナー、言葉遣いなどに気を配り、常に冷静な判断と対応ができるよう、知識の習得と正確な情報の収集と提供を心掛ける。
- (2) 事業所内外のコミュニケーション向上及び連携への取り組みとして、関係者や関係機関との連携にあたり、情報の共有と、報告、連絡、相談及び確認の徹底に努める。また必要に応じて業務分掌の見直しを実施し、正確で効率的な事務業務が行えるよう心掛ける。
- (3) 利用者及び家族や関係者の要望を的確にとらえると同時に、わかりやすい説明と同意・納得していただけるような丁寧な対応に努める。
- (4) 利用者の金銭管理について、利用者預かり金管理規定（内規）に従い、不適切な事例が生じないよう細心の注意を払う。
- (5) 建物や設備整備等について、昨年度に引き続き、利用者が安全かつ快適に暮らせるよう、保全や老朽化対策、設備整備等を随時行っていく。また、事業所の公用車について、福祉車輛を含む車輛の増台を行う。
- (6) 共同生活援助事業サービスの利用率の変動を注視し、収入と支出のバランスに不均衡が生じることがないように、資金の確保と適正な運用、徹底した予算の管理を行う。また、昨年度施行された消費税の改正を含む経理業務、その他の事務業務についても的確な処理を心掛け、健全で安定した事業運営が行えるよう努める。

2-5 野中ハイツ I

- (1) 食事を月に1回のイベントとして行う。
- (2) 毎週水曜日買い物支援を行う。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (4) 選挙の投票を希望する方へは送迎などのサポートを行う。
- (5) 希望者、もしくは必要に応じて部屋の掃除など支援を行う。
- (6) 利用者の希望に沿って、年に一度の泊旅行を企画、実施する
- (7) 利用者のニーズを尊重しながら、個別支援計画を基に支援を行う。

2-6 野中ハイツII

- (1) 利用者間のトラブルなどが多いため、関係調整の支援を丁寧に行う。また、必要に応じて個別の相談時間を作り、ストレスの緩和を図る。
- (2) 個々のニーズに合わせた支援を行う。また、誕生会は各利用者の希望を優先した別メニューを作り、お祝いをする。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (4) 利用者の清潔を保つため、部屋の清掃、整容、着替え、入浴など、必要に応じて個別に支援を行う。
- (5) 申し出があった場合は食材や日用品などの買い物支援を行う。
- (6) グループホームを出て、自立したいと申し出があった利用者がある。相談支援専門員、行政等と連携し、本人の希望する生活が実現するように支援を行う。
- (7) 現在、空室があるが試泊希望者がいるため、見学・試泊を受け入れる。

2-7 若衆内ハウス

- (1) 地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、今後もその関係を継続できるように運営を行う。
- (2) 利用者のニーズを尊重しながら、個別支援計画を基に支援を行う。
- (3) 利用者間のトラブルや地域住民との関わりにおいて、個別支援の必要があるときは医療関係者とも連携し、解決できるように支援を行う。
- (4) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、記録する。
- (5) 食事会を月1回のイベントとして行う。
- (6) 利用者より日帰り旅行の希望がある為、利用者と話し合いながら計画をする。
- (7) 病院スタッフ等との連携を密にし、必要に応じて通院支援を行う。
- (8) 喫煙者が入居している為、特に防火への意識を日常的にもち、避難訓練などを定期的に行う。

2-8 横大道ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切に、今後もその関係を継続できるように運営を行う。
利用者においては、支援度が高いため、本人のニーズを把握し個別支援計画に基づいて支援を行う。また、地域住民と利用者の関係についても適切な社会関係が築けるよう支援を行う。
- (2) ゴミゼロの日は近隣のゴミ拾い等の地域清掃を実施していく。
- (3) 希望により通院、床屋、買い物の支援を行う。
- (4) 誕生会の時には外食支援を行う。
- (5) 複数職員で支援にあたっているため、サービスの統一を図りながら、世話人、事務所職員と月1回ミーティングを行う。
- (6) 他機関や日中活動先と連携をしながら情報を共有し、入居者の心身の状態の変化にあわせた支援を行っていく。
- (7) 一泊旅行の希望があるため、利用者と相談しながらこれを計画・実施していく。

2-9 中川ハウス

- (1) 行動障害のある人が入居されている為、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 行政機関の連携を密にし、必要に応じて協力をしてもらえよう信頼関係の構築に努める。
- (3) 職員によって支援のばらつきが起こらないようにミーティングでの確認を行う。また、ヘルパーの利用もあるため、ヘルパー事業所とも情報共有をして支援方法の統一を行う。

- (4) 自らの訴えが難しい利用者が多い為、日頃の小さな変化にも気付けるよう配慮し、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (5) 日頃から災害への意識を高め、迅速に避難できるよう避難方法を確認しておく。
- (6) 利用者が楽しめるように外出、買い物、食事の企画を個別に支援を行う。
- (7) 高齢による機能低下や体調管理に気を付けながら支援を行う。

2-10 萩園ハウス

- (1) 利用者の体調管理を意識した食事提供を行う。
- (2) 日中活動先・ヘルパー等との連携による利用者の生活の質の充実に努める。
- (3) 地域の一員としての信頼関係構築、災害時の近隣の方との連携強化に努める。
- (4) 利用者の特性に合わせた日常生活支援を行う。
- (5) 月1回の職員ミーティングでの支援の統一、確認を行う。

2-11 東足洗ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、近隣の方との連携に努める。本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 支援の統一として、月1回の職員ミーティングを行う。
- (3) 言葉が出にくい利用者や会話が出来ない利用者に対応したコミュニケーションの対応を行う。
- (4) 利用者は自ら不調を訴えることが少ない為、職員は体調の変化を把握するために、バイタルチェックや日頃の生活状態との変化を観察する。また、日中活動事業所や居宅介護事業所と情報交換を随時行う。
- (5) 階段の多い住居のため、転倒、転落に注意をする。
- (6) 賃貸している建物が、老朽化が著しいため住み替えを検討していく。

2-12 西足洗ハウス

- (1) 利用者の高齢化に伴う、身体面・精神面の変化に対応した支援を行う。
- (2) 近隣住民との関係性のサポートに努める。
- (3) 食生活を考えたバランスの良い食事、利用者の希望を尊重した食事提供を行う。
- (4) 食事会の外出企画。また、クリスマス会等の季節行事、年一回一泊旅行などの余暇活動の充実に努める。
- (5) 間食夜食が増え、体重増加傾向の利用者がいる為、健康管理に留意して支援を行う。

2-13 広原ハウス

- (1) 利用者主体での月1回のミーティングと食事会を継続する。
- (2) 身体機能低下や認知機能低下の進行がみられる利用者に対して、利用者の状態に合わせた支援方法を検討する。
- (3) 必要に応じて個別の外出を行う。
- (4) 利用者一人一人への声掛けを大切に、体調の変化と見守りを心がける。
- (5) 利用者個々のニーズに合わせた支援に努める。
- (6) 利用者間のトラブル等により不安感を感じる利用者に対して、精神面の安定が図れるように利用者に寄り添った支援を行えるように努める。

2-14 大割ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ継続して参加できるよう支援を行う。社会参加を促し、地域とのつながりを大切にしていく。
- (2) 日常生活内で利用者同士、円滑な人間関係の構築ができるよう支援の工夫を図る。また、関係者（病院、訪問介護など）との連携を密にし、複合的な支援体制を作つ

ていく。

- (3) 利用者本人が出来る事の範囲を広げられる支援を行っていく。
- (4) 高齢者が多いため、機能低下を防ぐ支援や、日中の過ごし方の検討を行う。また、必要に応じて受診同行を行っていく。
- (5) 外出、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。
- (6) 利用者との会話を大切に、ミーティング等で予定の確認を行う。
- (7) 年に一度、一泊旅行を企画・実施する。

2-15 対馬ハウス

- (1) 利用者の心身状態の変化に対応した支援を行う。
- (2) 利用者の嗜好や体調管理を意識した食事の提供を行う。
- (3) 転倒リスクが高い利用者に配慮した支援を行う。
- (4) 利用者の希望時に沿った外食や旅行の計画を行う。
- (5) 支援の統一として、月一回の職員ミーティングの実施を行う。
- (6) 身体機能低下してきた利用者の食事形態の変更など見直しをする。

2-16 下立ハウス

- (1) サービスの質向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 定期的な買い物支援、利用者が希望した際の外出支援を行う。
- (3) 身体障害を重複する利用者や医療機関の協力が特に必要な利用者がある為、関係機関との連携を密にし、共通の認識を持って支援を行う。
- (4) 希望時もしくは必要に応じて利用者と一緒に部屋の掃除や整理整頓を行う。
- (5) 喫煙者が複数おり、うち1名は車椅子を使用しているため、常に防火への注意を促すよう努める。
- (6) 身体機能が低下した利用者の状態に合わせて、食形態の変更や介助方法の見直しを行う。

2-17 生沼ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ積極的に参加するように努める。また、どの職員も統一した支援が行えるよう、ミーティング等を通して連携を図る。
- (2) 利用者が日中活動への参加を継続できるように、些細な事でもストレスを抱え込まずに話せる場面を作っていく。
- (3) 希望により外出支援や病院受診などの支援を行う。
- (4) 調理や自室清掃など希望がある場合には一緒に行い、本人の生活能力を向上させていく。
- (5) 世話人室が無い為、世話人室の確保を検討していく。
- (6) 利用者との信頼関係を築けるよう努める。

2-18 矢指ハウス

- (1) 利用者個々のニーズを把握し、関係機関と協力してニーズの対応に努める。
- (2) 利用者への安全な介護を提供するために、移乗等の介護技術の目的にホーム内の研修を実施する。リフターの使用方法についても確認を行って、利用者、介助者の身体介護の負担を軽減し腰痛等の労働災害を予防していく。
- (3) 利用者ミーティングの実施、利用者主体のイベント企画、参加の促進に努める。
- (4) 利用者の希望にそった、外出や旅行の計画を利用者と作成し、実施していく。

2-19 小割ハウス

- (1) 医療機関と連携しながら、内服薬の調整を行い利用者の精神状態の安定に努める。
- (2) 心身のリフレッシュ、運動不足解消のため、行動援護のヘルパーと協力して外出の機会を提供していく。
- (3) 週1回の日中活動先への参加を継続支援する。
- (4) 月に1回のケース会議において、多職種でのチームアプローチの振り返りを行いながら、日々変化するコミュニケーション・精神状態への支援を検討していく。
- (5) 利用者の希望する外出をストレス無く行えるように努める。関係機関とも情報を共有し、本人の突発的なアクシデントによる不穏行動に職員が対応できるように努める。

2-20 折戸ハウスⅠ

- (1) ワンルームタイプの居室で利用者個人が問題を抱え込まないように、ミーティングや個別外出等により利用者の気持ちをくみ取る機会を確保していく。
- (2) 地域と一般入居者との交流の機会を大切にしていく。
- (3) 月1回利用者ミーティングの実施により、生活課題の解決を利用者が主体的に行えるように努める。
- (4) 利用者の特性に合わせた部屋の清掃・買い物支援を行う。
- (5) 季節の行事や食事会を月1回行い、余暇活動の充実をしていく。

2-21 折戸ハウスⅡ

- (1) アパートの自室で社会的に孤立しないよう、関係機関と連携しながら必要に応じた支援を行う。
- (2) ゴミゼロ運動等に利用者が参加し、地域との連携に努める。
- (3) 誕生日会や季節行事等の余暇活動の充実を努める。
- (4) 利用者の特性に応じた部屋の清掃・買い物支援を行う。
- (5) 入居者より日帰り旅行、外食の希望があるためミーティングで決めていく。

2-22 仲才ハウス

- (1) 街中で学校が近い立地条件の為、近隣住民との関係性を大切にしながら支援を行う。
- (2) 利用者主体のミーティングを月1回行う。
- (3) 複数の世話人による支援体制となる為、ハウス担当職員、世話人によるミーティングを月1回行い、個別支援計画に基づいた支援体制の統一化に努める。
- (4) 利用者の希望に応じて、買い物や床屋等の付き添い支援を行う。
- (5) 利用者の誕生会は本人の希望を考慮しながらリクエストメニュー対応や外食対応を行っていく。
- (6) 歩行転倒による怪我を防止するため常に声掛けをしていく。

2-23 川間ハウス

- (1) 月一回の食事会を継続し、利用者同士の交流が円滑にいくよう支援し、日々の安定を図っていく。
- (2) 利用者が新しい地域に馴染めるように、行事等へ積極的に参加するよう努める。
- (3) 間食や夜食が増え、体重増加傾向の利用者がいるため、糖尿病予防も含めて健康管理に留意して支援を行う。
- (4) 利用者の生活における課題については、海上寮地域生活支援連絡会や訪問看護等に相談し、利用者が安定した生活を送れるよう支援する。
- (5) 入浴が苦手な利用者へ、身体面の清潔を保つため、継続して声かけを行う。

2-24 上宿ハウス

- (1) 利用者個人が問題を抱え込まないように、定期的に訪問し利用者の気持ちをくみ取る機会を確保していく。
- (2) 近隣住民との関係についても構築できていないため、様々な場面で関係構築を図る。
- (3) サテライトタイプという新しい形のホームとなるため、運営していきながらあり方の検討を行う。

3 年間行事計画

別紙3のとおり

- * 1泊旅行に関しては、各ホーム年に1回までは、ホームの行事として行う。
その場合には、利用者・職員にて事前に計画を立て、経営会議を通して決定する。

4 会議

毎月1回、下記の会議を行う。

- ・施設・事業所長会議
- ・経営会議
- ・法人グループホーム運営会議
- ・世話人会議
- ・各グループホームミーティング
- ・海上寮地域生活支援連絡会（隔週）
- ・旭中央病院連絡会
- ・地域移行支援協議会
- ・地域生活支援会議
- ・総合安全対策委員会
- ・虐待防止委員会
- ・海匠世話人会議（開催時）
- ・海匠圏域設置者会（年2回）
- ・あい支援センター連絡会
- ・聖家族作業所連絡会
- ・ワークセンター連絡会
- ・その他、必要に応じて、ケース会議、調整会議を行う

5 地域との連携（交流）

- (1) 町内のお祭り、地区清掃行事等に参加し、連携する。
- (2) 事業所内で行う年間行事に、近隣ボランティア団体や学生ボランティア等に参加を依頼し地域との連携を大切にする。
- (3) 旭市消防団の活動に協力し、法人の社会貢献活動の一つとして、地域防災の強化に努める。

6 防災、緊急時及び安全対策

- (1) 6月、9月、3月の年3回防災訓練を実施。その際、消防署、消防団と協力して実用的な訓練となるように努める。
- (2) 防災設備会社と契約し、火災時の早期発見、連絡体制の強化に努める。防火管理者の配置による、火気、消防等についての適切な管理を行う。
- (3) 消防設備の定期的な点検、修理、改善を行う。防災袋、災害時用の備蓄品等の確認を定期的に行う。
- (4) 緊急連絡網の適宜整備・更新を行う。非常災害及び利用者の事故、車両事故、急

病等への対応を適切に行えるように準備体制を整える。

- (5) 火災原因となるものを電化製品の近くに置かないよう、環境整備、職員への注意喚起に務める。

7 福祉サービスの向上

＜令和元年度福祉サービス共通基準自己評価結果に基づいた改善計画＞

自己評価結果は A 評価になっている。

職員行動規範チェックリストにおいては、前年同様、「利用者の入浴、衣類の着脱、排泄、生理等は同性介助を原則とする。」項目が低いとため職員の配置方法を検討する。また、男性職員の採用を引き続き今年度も検討をしていく。

8 権利擁護

虐待防止委員会を月 1 回実施していく。事故・ヒヤリハット報告書・各ハウスの報告等のデータを分析し、虐待及び権利侵害につながっていないか確認をする。日常的に行われている良い支援の評価を行い、他職員への支援の向上に役立てていく。

9 苦情解決

苦情受付担当者 林 康大

苦情解決責任者 荒井隆一

第三者委員連絡先 松井安俊

向後恵子

苦情解決マニュアルを基本に対応していく。

10 情報公開

ホームページにて、情報の発信、公開を行っていく。

11 職員処遇

11-1 衛生管理

- (1) 職員健康診断を年 1 回実施する。
- (2) インフルエンザ予防接種を実施する。
- (3) 保菌検査（O-157）を実施する。
- (4) 有給休暇の取得率向上に努める。

11-2 研修

- (1) 内部研修として世話人会議を月 1 回行う。外部研修については、時代のニーズに即した研修に参加し、現場の支援に活かしていく。

